

奨学金等の内訳

奨学金等の積算内訳(奨学金、留学準備金及びその他(授業料等))は下表のとおりです。

〈支給基準額表〉

支援内容	支給内容	
奨学金等上限50万円		
奨学金	(地域1) 北米、シンガポール、欧州(一部地域を除く)、中近東 ※除外国 アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア(旧グルジア)、クロアチア、コンボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	日額5,000円
	(地域2) アジア(シンガポールを除く)・大洋州・中南米・アフリカ及び上記除外国	日額4,000円
※留学開始日から留学終了日までの間、留学期間中は、奨学金の日額を支給する。		
留学準備金	○往復渡航費 本制度による留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部 アジア地域 100,000 円 (アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス) 上記以外の地域 200,000 円 ※他団体等から渡航・帰国にかかる支援を受ける場合は、往復渡航費は支給されません。	
その他(授業料等)	○留学先における授業料相当額等 <u>上限30万円</u> (授業料) ・学生交流に関する協定等により、留学先機関において授業料不徴収又は全額免除となっている場合は支給されません。授業料一部免除の場合は、授業料から免除分を除いた差額が支給対象となります。 ・海外の留学先機関が本人宛てに発行した請求書をもって授業料相当額を支払います。ただし、大学間交流協定に基づく交換留学による場合で、留学先機関から在籍大学等宛てに請求があり、その請求に基づき在籍大学等から本人宛てに請求を行う場合は、その請求書に基づき授業料相当額を支払います。 ・授業料相当額(学費・登録料)が明確に区分できない場合は支給されません。 ・待機要請期間にかかる費用(宿泊費等)や、PCR検査費用等の、新型コロナウイルス感染症の影響による、出入国にかかる費用が必要となることが考えられますので、計画の策定にあたってはご注意ください。 ・新型コロナウイルス等により治療・療養が必要になった場合の医療費等については、協議会からの支給はありません。各自の加入する海外旅行保険等で補償されることご確認ください。	

県内活動旅費 (上記の上限金額に含まず)

インターンシップ交通費等	(県内活動旅費) ・派遣前事前ガイダンス、壮行会、事前・事後インターンシップについては、出発地点からインターンシップ受入先まで公共交通機関を使用した場合に、実費を支給します。 ・他の移動手段がない場合に限って、事前に事務局の許可を得た場合には、岩手県規程に従って自家用車やタクシーの使用における旅費を支給します。 ・当日中の移動が困難と判断される場合に、1日当たり7,800円を上限として実費を支給します。 <支給されない例> ・片道2km未満の場合 ・100km未満の新幹線利用 ・公共交通機関の運行時間に間に合う場合の宿泊代
--------------	---